岸壁に船が衝突した場合の対応

～岸壁側の立場で～

仁井・星法律事務所
弁護士　仁井 稔大
（に い　としひろ）

岸壁側の立証事項

１　自身が権利者であること
２　加害船の特定
３　責任者の特定
４　加害船の過失
５　岸壁側の損害

船側の反論

１　賠償請求権が時効消滅している

２　船主責任制限法による責任限定

権利保全

１　保証状の取得

２　船を差押えて競売にかける

A 保全

１　保証状

２　差押

B 岸壁側の立証事項

１　権利者であること

２　加害船特定

３　責任者特定

４　過失

５　損害

C 船側の反論

１　時効

２　船主責任制限

A 保全
１ 保証状
２ 差押

１　保証状の取得

保証状：判決や和解が確定したら保証人がお金を払います
　　という約束を記載した書類

・信用あるP&I保険者に保証人として保証状を発行してもらう
・保証金額は損害金額より多めに設定する
・裁判管轄を決める（保証状の裁判管轄と事故に関する裁判管轄）

A 保全

１ 保証状

２ 差押

２ 船を差押えて競売にかける

本差押	1年以内のみ 差押可	本船のみ 差押可	担保金不要
仮差押	いつでも 差押可	同一船主所有の別船 （姉妹船）も差押可	担保金必要

本差押手続　差押前　裁判所から命令をもらう
差押実行　船舶国籍証書を取り上げる
差押後　和解・保証状取得・競売

本差押実行までの費用　30～100万円　印紙・通訳・旅費交通費

コストと回収可能金額の観点では日本での差押えがおすすめ

A 保全まとめ

１　保証状　P&Iから・多めに・管轄

２　差押　　1年以内に日本で

B 岸壁
１　権利
２　加害船
３　責任者
４　過失
５　損害

１　自らが権利者であること

被害物件の所有者（所有権者）が最も請求しやすい
　所有権があることを示す証拠
　　・不動産登記
　　・当該物件の購入時の売買契約書

所有権者以外による請求の場合、
　(1) どのような権利に基づく請求か
　(2) その権利がこの事故でなぜ侵害されたといえるのか
について説明しなければならず、証拠も必要

２　加害船の特定

加害船の特定のための証拠

写真（事故場所と加害船・被害物件がわかるように）
検査報告書（加害船と被害物件のそれぞれの傷・塗料の照合）
詫び状
入出港履歴・AISデータ・海上保安庁の実況見分調書
目撃者の証言・防犯カメラ映像

B 岸壁
１ 権利
２ 加害船
３ 責任者
４ 過失
５ 損害

３ 責任者の特定

原則的に、船主が賠償責任を負う

船主の特定

・船体にある船名やIMO番号からEquasisで検索
・P&I保険の加入船情報
・船舶登記

ただし、裸傭船のときは裸傭船者が賠償責任を負う

P&I保険・船主・裸傭船者から文書で事故時に裸傭船だったか確認

４ 加害船の過失

下記３つがすべて満たされた場合に過失ありとなる

① 被害が予見可能だった
② 被害が回避可能だった
③ 被害を回避する措置をとらなかった

過失に関する証拠

・気象・海象データ
・AISデータ（航跡図）
・実況見分調書
・海事補佐人意見

B 岸壁
１ 権利
２ 加害船
３ 責任者
４ 過失
５ 損害

４ 加害船の過失

被害岸壁に港湾法・道路法・海岸法等の行政法規が適用になる場合、原因者負担制度により、相手方に過失がなくても請求可能

例）港湾法43条の3（原因者の負担）
港湾管理者は、港湾管理者以外の者の行う工事又は行為により必要を生じた港湾工事の費用については、その必要を生じさせた限度において、その必要を生じさせた者に費用の全部又は一部を負担させることができる。

B 岸壁
１ 権利
２ 加害船
３ 責任者
４ 過失
５ 損害

５ 岸壁側の損害

写真（事故後すぐの損傷部位の証拠がよい）

物損害
　物件価格　購入時売買契約書・メンテナンス記録・利用履歴
　修理価格　修理項目ごとの内容と金額の証拠

費用損害
　因果関係　　事故により対応が必要になったといえるか
　予見可能性　事故からその対応が発生することを船が予見できたか
　相当性　　金額は相当か

B 岸壁まとめ

１	権利	所有権
２	加害船	写真・検査報告書・詫び状
３	責任者	原則船主、裸傭船に注意
４	過失	予見可能・回避可能・回避せず 原因者負担
５	損害	写真・物損害・費用損害

C 船

１　時効

２　船主責任制限

１　時効

時効がいつか判断できる

・加害行為時から３年
（本差押できる期間は加害行為時から１年）

時効がいつか立証できる

・加害行為時を示す証拠の確保（写真データ、AISデータ）

時効に対応できる

・時効完成猶予の合意をする
・催告をして６ヶ月以内に訴訟提起する
・訴訟提起する
どの裁判所に訴訟提起すればよいかを確定させておくためにも保証状は重要

C 船

１ 時効

２ 船主責任制限

２ 船主責任制限法による責任限定

船主責任制限法により船主の賠償責任には上限あり
　例）総トン数100以上2000トン以下の船の場合、約3億円

届出期間があり、期間内に届出をする必要あり

以下の２つの場合には船主責任制限法の適用がない
　海以外だけを航行する船舶による事故（例：湖・川・港湾だけを航行する船）
　船主自身の無謀行為による事故

上限が低い1976年条約と上限が高い1996年条約があり、日本は1996年条約の国
→日本で責任追及する方が債権者にとって有利

Ｃ 船側まとめ

１ 時効

事故から３年

事故発生時を示す証拠

延長か訴訟か

２ 船主責任制限

届出期間

責任制限なし（海以外だけ航行船・船主の無謀行為）

時系列チェックリスト（そのときしかできないもの）

【当日】
- □ 撮影（引き→船→被害物）
- □ 海上保安庁へ通報
- □ 船名・IMO番号・代理店
- □ 出港予定を確認
- □ 目撃者の連絡先

【出港前までに】
- □ 保証状か差押えかを判断
- □ 塗料採取・傷口確認

【早めの確認】
- □ 船主・P&Iクラブ・裸傭船か

【早めの保全】
- □ 双方立会いの被害物の検査
- □ 詫び状の取得
- □ AISデータの保全
- □ 防犯カメラ映像の保全

【期限の管理】
- □ 本差押え　事故から1年
- □ 責任制限手続　届出期間内に
- □ 時効　事故から3年

ありがとうございました

仁井・星法律事務所
弁護士 仁井 稔大（にい としひろ）
電話:050-8889-3551
E-mail: tn@nhlaw.site
Website: www.nhlaw.site